

# 高知くらしの護身術

145

## 中古車の契約

### キャンセル料で問題も

(2009年9月22日掲載原稿)

自動車は決して安い買い物ではありません。これから中古車を購入しようと考えている方に参考にしていただきたい事例を紹介します。Aさんが気に入った車があって取りあえず押さえておくつもりで「注文書」にサインした。3日後に他の店で希望の車を見つけたので解約を申し出たらキャンセル料を請求された。契約書に押印した訳でもないのに納得できない。

このような場合、まず「契約が成立しているかどうか」が問題になります。

日本中古自動車販売協会連合会（中販連）の約款では「①登録②改造、修理③引渡しのうち最も早い日に契約が成立」となります。Aさんの業者が中販連に加盟している業者であれば①②③のいずれも行われていない状況ですので、まだ契約は成立していません。販売店はキャンセルの申し出に応じる必要があります。

ただ、中販連加盟以外の業者の場合は、注文書の裏面約款に「注文書への署名をもって契約が成立」と定めがあれば契約が成立していないとは言い切れませんので、解約について販売店と交渉することになります。この場合に法外なキャンセル料を求められても直ちに應じる必要はありません。キャンセルされた側にどれだけ実際の損害が発生したかをもとに妥当な金額を話し合うとよいでしょう。この他に購入した車のメーターが巻き戻されていたり「修復暦」の説明がなかったのに「事故車」とわかった場合は不実の告知や不利益事実の不告知などで取消を主張できる場合もあります。

また、未成年者の息子が親権者（両親）の同意を得ずに契約した場合は、契約成立後であっても、親権者は契約を取り消すことができます。